

（3）生活指導・進路指導

ア 生活指導

学校生活のあらゆる場面で生徒が「自分は一人の人間として大切にされている自己存在感」を実感する機会を設定する。また「ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感」「他者のために役に立った、認められたという自己有用感」を育む活動を行う。さらに自己存在感を感受するために、「授業の場面で自らの意見を述べる」「観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証しレポートする」等、自ら考え選択・決定したり、発表・制作したりする等の体験を重視する。

学校環境適応感尺度を活用し、生徒の心情を理解しながら的確に人間関係を把握して、望ましい集団づくりからいじめの未然防止に努める。そして、学校いじめ対策委員会を核にいじめの早期発見・早期対応を組織的に取り組む。また、いじめ防止に関する授業の実践や生徒の取組により、いじめ根絶に向けた人権教育の充実を図る。さらに、困り感を抱える生徒に寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談を充実する。

イ 進路指導

キャリア教育の基礎的・汎用的能力のうち、主として「課題対応能力」の育成に重点を置く。自己の将来に対する目的意識を育て、生涯にわたって学習しようとする意欲や、進路を主体的に選択する能力を育てる。そのために進路情報の収集や活用に係る体験的な学習を推進する。特に職業体験においては協力企業との連携の下、体験活動を充実させ望ましい勤労観・職業観の育成と生き方教育を実践する。

（4）特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）に基づき、養護教諭やスクールカウンセラーを含めた教育相談及び校内委員会により組織的な指導を行う。また特別支援教育コーディネーターの複数配置や就学相談員との協働により、生徒や保護者の思いを受け止める。特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を積極的に推進する。

イ 帰国生徒や外国人生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

生徒の実態に即し日本語講師と連携して対応にあたる。家庭や保護者等への支援が必要な際は、子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携を図る。

ウ 不登校生徒への配慮に関わること

登校するという結果を目標にするのではなく、専門家の助言を得ながら個々の生徒や家庭の実情を踏まえてアセスメントを行い、関係機関と連携して当該生徒が社会的に自立することを目指した支援を行う。

不登校対応加配校であることから、不登校対策コーディネーターを中心に不登校対策委員会を設置し、組織的に不登校の未然防止や当該生徒への支援の充実を図る。また、家庭と子供の支援員や児童委員、退職教員や学生ボランティア等の外部支援スタッフと協働した「見守り隊」を構成したり、一人1台タブレット端末を活用した学習支援をすることで、安心して教育を受ける機会を確保する。